令和８年度　第１回秩父市総合教育会議　次第

令和８年９月 30 日（水）15 時～

歴史文化伝承館５階 第１会議室

１　開　会

２　あいさつ

３　議　事

（１）教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について（報告）

（２）今後の ICT 活用（情報教育）について

４　その他

５　閉　会

資料１

秩父市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年３月

秩父市教育委員会

目 次

１　計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・２

５　関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・４

１　計画の趣旨、現状

（１） 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第８条第１項に基づき、文部科学省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に即して策定するものである。また、教育職員一人一人の心身の健康の保持増進を図るとともに、仕事のやりがいや成長実感を得ながら安心して働き続けることができる環境を整備し、教育職員のウェルビーイングの実現を目指す。そのため、単に業務量を削減するという視点にとどまらず、業務の質と量の両面から見直しを行い、組織的・計画的な業務改善を推進する。

あわせて、限られた時間の中で教育活動の充実を図り、児童生徒と向き合う時間を確保することにより、教育の質の向上と持続可能な学校運営の実現を目指すものである。

（２）本市の現状

ア　本市では、平成３１年４月より、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の記録を開始し、児童生徒と向き合う時間の確保を目指し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

イ　これまでの取組として、出退勤システムを導入し勤務時間の管理の徹底を図った他、業務の適正化や勤務整理簿の導入など、様々な取組を実施した。

ウ　こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】（休日を含む）

	年平均	月４５時間を上回る割合	月８０時間を上回る割合
小学校	月２４時間	１２．９％	０．０％
中学校	月３１時間	２６．７％	０．４％

本市においては、時間外在校等時間が月４５時間を超える教育職員の割合が、小学校では約８人に１人、中学校では約４人に１人となっており、依然として長時間勤務の状況が見られる。その背景として、生徒指導上の諸課題への対応、保護者対応、不登校傾向にある児童生徒への支援など、個別性の高い対応業務が増加していることが挙げられる。これらの業務は重要性が高い一方で、特定の教育職員に負担が集中しやすく、心理的・時間的負担の増大につながっている。このような状況を踏まえ、校内における役割分担の明確化、組織的・計画的な生徒指導体制の構築、関係機関との連携強化等を通じて、業務の平準化と効率化を図ることが求められる。これにより、教育職員が本来担うべき授業改善や児童生徒理解に充てる時間を確保し、教育の質の向上に資する時間的余裕を創出することが必要である。

２　目標

（１）時間外在校等時間に関する目標

ア　１箇月の時間外在校等時間が４５時間以下の割合を 100%にする

イ　１年間における１箇月の時間外在校等時間を３０時間程度にする

ウ　１年間における時間外在校等時間を年間３６０時間以下にする

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア　年間の年次有給休暇の最低取得日数を１０日以上にする【R6：平均 13.6 日】

イ　ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を０に近づける【R7：11.8%】

ウ　教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

３　計画の期間

令和８年度～令和１１年度

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア　学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。学校応援団やスクールガードなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

・すでに無償化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や一元化を検討する。

④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・県スクールロイヤー制度の活用をはじめ、弁護士等の専門家へ相談できる仕組みを確保するとともに、教育委員会が学校に対し必要な情報提供及び助言を行い、教育委員会と学校が連携・協働しながら当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答

・回答フォームや校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に

発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

・学校事務体制の強化のため、令和２年度より設置した事務を分担する事務の共同実施の充実を図る。

② 部活動

・休日の部活動は、令和８年度中に受け入れ環境が整備されたクラブから地域展開する。平日の部活動には、活動時間等の適正化を図る。令和８年度中に、部活動指導員の配置を進める。

③ 教員業務支援員の活用

・学校における業務のうち、必ずしも教師の専門性を要しない業務については、教員業務支援員の積極的な活用を図り、業務の分担を推進する。印刷業務や配布物の準備、掲示物の作成、各種データ入力、教材準備の補助、来客・電話対応の一次受付等を教員業務支援員が担う体制を整備する。

ウ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理

・全校に配置している教員業務支援員について、授業準備や採点業務の補助等への積極的な活用を推進する。

・校務支援システムの機能や自動採点技術等の DX 化を推進することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係者が校内会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

・医療・福祉・警察等の関係機関と学校が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

・医療的ケア看護職員、特別支援教育推進専門員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への配置・派遣を拡充する。

（２）学校における措置の推進

ア　各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（余剰分が７１時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ　当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ　デジタル技術の活用により、学校からのアンケート調査や集計などの校務の効率化

を図る。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア　１箇月の時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ　１１時間を目安とする勤務間インターバルを確保する。

ウ　50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を１００％にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ　心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

オ　年次有給休暇について、一定期間連続して取得できるよう、各学校に対し計画的な取得を推進する。

カ　令和８年度中に、学校における定時退校日を月４回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に6日間の閉庁日の設定を行う。

キ　早出遅出勤務制度（フレックスタイム制度）の適切な運用を行う。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

（１）取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、必要な改善を図る。

（２）学校での児童生徒等の支援のために医療・福祉に関する人材が必要となるため、関係部局・関係機関と連携した取組を推進する。

（３）時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

（４）教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

（５）各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

（６）保護者等の理解を促進するため、「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

資料２

令和８年度第１回秩父市総合教育会議資料

秩父市教育委員会

(2)　今後の ICT 活用（情報教育）について
【秩父市教育委員会・秩父市公立学校としての取組】

令和８年度学校教育推進プラン
1　確かな学力と自立する力の育成
　⑴　一人一人を伸ばす教育の推進・学級経営の充実
　《重点目標》
　　◆スマイルドリルを活用した基礎基本の定着
　　◆児童生徒が１人１台学習用端末の特性を生かした効果的な活用
2　豊かな人間性と健やかな体の育成
　⑴　いじめ・不登校対策の充実と積極的な生徒指導の推進
　《重点目標》
　　◆情報モラル・ICT リテラシー教育の充実

1　ICT 活用状況について

①　児童生徒の ICT 活用状況

児童生徒が学習用端末を活用する授業を「週３回程度以上」実施している割合（教員回答）

	R5 前期	R5 後期	R6 前期	R6 後期	R7 前期	R7 後期
小学校	35.0%	43.0%	49.4%	50.0%	53.1%	65.9%
中学校	30.0%	38.0%	48.2%	50.0%	45.4%	43.3%
市全体	―	―	48.9%	50.0%	49.3%	54.6%

【指標の説明】
・「週３回程度以上」学習用端末を活用する授業を実施している教員の割合。
・令和５年度は市全体値なし。

②　教職員の ICT 活用能力・活用状況

	R5 前期	R5 後期	R6 前期	R6 後期	R7 前期	R7 後期
小学校	39.1%	41.5%	68.5%	70.9%	64.9%	69.3%
中学校	25.9%	39.6%	64.5%	69.6%	65.4%	70.1%
市全体	34.0%	40.8%	66.9%	70.4%	65.1%	69.7%

【指標の説明】
・令和５年度：Chromebook を使った授業を「5 時間に２回以上」実施している教員の割合。
・令和６年度以降：MetaMoJi や Google アプリを授業等で扱うことができる教員の割合。

③　現在の状況（課題）

・児童生徒の端末活用は、市全体では緩やかに増加しているが、小・中学校で活用状況に差がある。
・令和 7 年度後期の「週 3 回程度以上」の活用率は、市全体 54.6％で、目標 60％に達していない。
・教職員の ICT 活用能力は向上しているが、活用スキルや頻度には個人差がある。
・通信環境や端末の不具合、教科による ICT 活用の向き・不向きなどの課題がある。

④　今後の取組

・ICT 活用調査を年 2 回実施し、活用の量と質の両面を把握する。
・学校支援訪問等を通して、ICT を効果的に活用した授業づくりを推進する。
・市内教職員による授業参観や実践事例・教材の共有を進める。
・活用頻度だけでなく、学習効果を重視した「量から質」への転換が必要であり、学習の目的に応じて、ICT と紙を適切に選択できる授業づくりを進める。

⑤　目標

・今後の目標（案）として、週 3 回程度以上、主体的に端末を活用する授業の実施割合を市全体 70％以上とする。
・活用頻度だけでなく、考えの整理・共有・表現など、学びの質の向上につながる活用を目指す。
・学習用端末の家庭への持ち帰りを推奨し、家庭学習での活用の向上を図る。
・長期休業中は、端末を活用した課題の設定や、連絡ツールとしての活用を期待している。

⑥　その他

・オンライン学習ドリルの契約更新に向け、内容、操作性、個別最適な学習への対応、費用対効果等を検討する。
・次期学習指導要領を見据え、国・県・先行自治体の年間指導計画や実践例を収集・共有する。

2　生成 AI について

①　秩父市教育委員会としての考え

・生成 AI を人間の能力を補助・拡張する「道具」と捉え、最終的な判断と責任は人間が担う。
・利用拡大を目的とせず、安全性を確保しながら教育活動の質の向上につながる活用を進める。
・試行で得られた各学校の意見や課題を整理し、ガイドラインの決定版に反映する。
・技術の進展や国・県の動向を踏まえ、ガイドラインを継続的・定期的に見直す。

②　教職員による利用

・市貸与 Chromebook、教育用アカウントを使用し、Gemini・GeminiNotebook に限定して使用している。
・現在は、文書作成や授業準備などの校務での利用に限定している。
・文章作成、授業アイデア、資料の要約・分析等で有効性が確認されている。
・利用端末、利用サービス、授業中の利用等について、範囲拡大を求める意見もある。
・個人情報・機密情報の保護、ファクトチェック、著作権への配慮を徹底する。
・具体的な利用例や禁止例を整理し、研修や実践事例の共有を進める。

③　児童生徒による利用

・思考力、探究のプロセス、独創性等への影響を慎重に見極める必要があるため、現在は、児童生徒による生成 AI の直接利用を原則として認めていない。
・検索等で AI 回答が表示された場合は、他の情報源と照合するファクトチェックを指導する。
・教育目的を限定した利用を求める意見や、慎重な導入を求める意見があり、今後は、発達段階、教科、学習目的、安全性、教育効果等を踏まえ、利用条件を検討する。
・将来的には、AI の回答を鵜呑みにせず、自ら判断して活用できる力を育成する。

3　情報モラル・ICT リテラシー（デジタル・シティズンシップの育成）について

①　秩父市教育委員会としての考え

・情報モラルを、禁止やルールの指導だけでなく、デジタル技術を適切に判断・活用する力と態度の育成として捉える。
・ICT リテラシーを、操作技能に加え、情報の収集・比較・判断・発信等を含む「情報を活用する力」として育成する。
・メディア・リテラシーや生成 AI リテラシーを含め、情報を見極める力を育成する。
・各教科、道徳、学級活動、総合的な学習の時間等を通して、デジタル社会に主体的に参画する力を育成する。

②　現在の状況（課題）

・「秩父市版児童生徒の情報活用能力育成目標リスト」を活用し、発達段階に応じた指導を進めている。
・令和７年度後期、情報活用能力を身に付けさせることができると回答した教員は、市全体 72.1％である。
・「埼玉県ネットトラブル注意報」等を活用した情報モラル指導を行っている。
・学校によっては、総合的な学習の時間で情報教育を扱っている。
・非行防止教室、子供見守り安全講座、ネットアドバイザー等も活用している。
・端末の持ち帰りに伴い、動画閲覧等の目的外使用や、破損・故障への懸念が

ある。
・睡眠への影響を考慮し、現在は小学校 21 時、中学校 22 時までの利用とし、今後それぞれ 1 時間早める予定である。
・学校や教科によって、情報モラル・ICT リテラシーの指導内容や実施機会に差がある。
・家庭での適切な端末利用や、情報の真偽を見極める力の育成が課題である。

③　今後の取組

・情報モラル、メディア・リテラシー、生成 AI リテラシーについて、発達段階ごとの指導内容を整理・共有する。
・「埼玉県ネットトラブル注意報」等、国・県の教材や実践事例を継続的に活用する。
・「情報を得る―比べる―確かめる―責任をもって活用・発信する」学習を各教科等で進める。
・SNS、生成 AI、加工画像・動画等を題材に、情報源の確認や複数情報の比較など、情報を見極める力を育成する。
・端末の利用目的、利用時間、健康面、適切な取扱いについて児童生徒に指導するとともに、保護者への周知・啓発を進める。
・デジタル技術を、自分や周囲、地域や社会をよりよくするために活用できる力を育成する。